

事務連絡

平成30年（2018年）1月30日

市内行動援護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

平成30年4月以降における行動援護サービス提供に係る報酬請求について（お知らせ）

平素から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、行動援護サービスについては、平成27年4月サービス提供分以降、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」（以下「支援計画シート等」という。）の作成が必須化され、作成せずにサービス提供を行った場合には報酬が減算となる取扱いとなっております。

平成30年3月31日までの間は、支援計画シート等を未作成の場合でも減算を行わない経過措置が設けられているところですが、平成30年4月以降は、本経過措置の終了により、支援計画シート等を作成せずに行動援護サービスの提供を行った場合は減算となりますので、支援計画シート等を作成していない利用者がある場合については、経過措置が終了するまでにご対応ください。

平成30年4月以降、支援計画シート等の作成がないままサービス提供を行い、通常の報酬を請求している場合は、過誤調整による返還対象となりますのでご注意ください。

なお、本市のホームページにも報酬告示等を掲載しておりますので、参考までお知らせさせていただきます。

記

1 札幌市ホームページ

URL : <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h27hoshu.html>

2 添付資料（参考）

「支援計画シート等」の様式例

3 留意事項

「支援計画シート等」については、原則、個別支援計画（行動援護計画）とは別に作成ください。事業所において所定の様式がある等により、両者を合わせて作成する場合は、必要な内容に不足が生じないようにご注意ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp